いすみ市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月18日

いすみ市長　小野正昭

いすみ市条例第23号

いすみ市印鑑条例の一部を改正する条例

いすみ市印鑑条例（平成17年いすみ市条例第13号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（印鑑登録証明の申請） 第12条　印鑑登録者又はその代理人が登録印鑑の登録証明を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。ただし、印鑑登録者が自ら申請した場合であって、市長が個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の２第１項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第16条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）の提示を求めて、当該申請者が印鑑登録者本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。	（印鑑登録証明の申請） 第12条　印鑑登録者又はその代理人が登録印鑑の登録証明を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。ただし、印鑑登録者が自ら申請した場合であって、市長が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カード（次項において「個人番号カード」という。）の提示を求めて、当該申請者が印鑑登録者本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。
２　前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機において、個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第７項（公的個人認証法第22条の３第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の２第４項第３号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第16条の２第１項に規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、印鑑登録証明書の交付を市長に申請し、その交付を受けることができる。	２　前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機において、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の２第１項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、印鑑登録証明書の交付を市長に申請し、その交付を受けることができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。